

1 地域生活支援拠点等について

1-1 地域生活支援拠点等とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

平成31年3月 厚生労働省障がい保健福祉部障がい福祉課
「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

1-2 求められる5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・相談支援事業所を中心とした、障がい児者やその家族、支援者が相談できる体制の下、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等の活用による緊急時の受け入れや必要な支援の提供又は緊急時の受け入れ先の利用調整を行うとともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

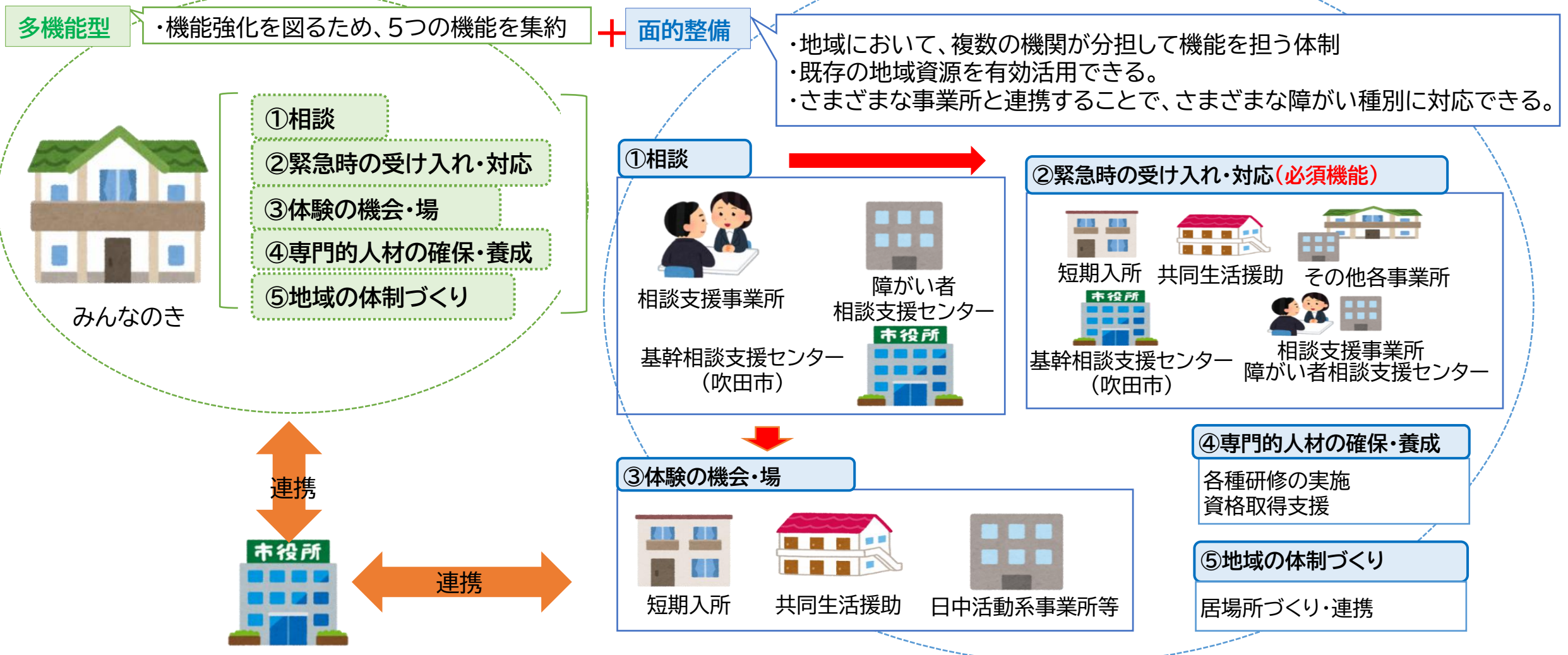
⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター・各障がい者相談支援センター・各相談支援事業所を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 吹田市の整備状況と今後の方向性

吹田市地域生活支援拠点のイメージ図

吹田市は多機能型+面的整備型として、整備を促進します。(現在は多機能型みんなのきのみ 面的整備で1事業所見込あり)



3 令和7年度の状況

3-1 各機能における実施内容

機能	実施内容
①相談	本人、家族からの問い合わせへの対応 各関係機関(相談支援事業所だけでなく、日中事業所など)からの問い合わせへの対応
②緊急時の受け入れ・対応	令和7年度2月末時点-27件 (詳細は次ページ) 例) ・介護者の急病により救急搬送をしたいが、障がいのある子の介護があり、救急車を呼ぶことができない ・兄弟ともに障がいがあり、1人が救急搬送され、保育園児の対応できる人がいない <課題> ・短期入所の契約がない方からの問い合わせ、長期間利用の問い合わせもあり、対応困難な場合があった
③体験の機会・場	一人暮らしやグループホームへの移行を希望されている方が、目標を立てて、体験の場としてショートステイを利用する取組を進めている
④専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・行動援護従事者研修の実施 ・他法人の地域連携推進会議における地域移行などの検討のための見学受け入れ、懇談 ・精神医療学習会における実践報告 ・相談支援専門員初任者研修のインターバルの受入れ ・社会福祉士養成学校からの実習指導
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域会議への参加 ・コロナ禍に開催ができていなかった、日曜日の一般開放の再開 ・地域の方によるこども食堂やイベントの開催 ・ガイドヘルパー利用時の休憩場所としても活用

3 令和7年度の状況について

3-2 事例紹介

緊急対応	件数	具体的な事例内容
①当事者及び介護者による対応が困難な状況(状態増の変化等)	9件	<p>母の入院治療が必要ではあるが、強度行動障がいを理由にショートステイの利用ができておらず、どうすればよいかとの相談。母が長期入院になった場合には、短期入所を同じ場所で連続して利用することが難しいことを説明。その後、入院までに猶予期間ができたため、複数ショートステイの利用体験をすすめ、本人が比較的安定して過ごせる場所がないか、また入所アセスメントをとってから、具体化してはどうかと提案。状況によっては、本人自身の治療、服薬調整が見込まれる。</p> <p style="text-align: right;">⇒本人の状態像を普段からどう把握するかは課題</p>
②介護者による介護等を行うことが不十分若しくは、介護等を行う者がいない状況(家族等の死亡、急な入院等)	8件	<p>3事例あり、共通するのは、主たる介護者の病気、けがによる緊急入院ではあるが、介護者が認知面で判断能力が低下していて、子の行き先の判断が難しい、ショートステイやヘルパー利用など在宅サービスをあまり利用できていない、同居家族以外の緊急連絡先や相談先が不明という点。</p> <p>具体的な事例) 医療的ケアを必要とする知的障がいのある50代女性のケース 年末で、医療機関や行政機関も閉所する直前での相談 介護者が骨折により急遽入院となり、自宅介護をできる人がいないが、医療的ケアがあるため通常のショートステイでは受け入れが難しかった。 →自宅介護の可能性も探ったが、本人の体調急変時に残された家族では判断が難しく、主治医の紹介で、いったん社会的入院を行う。 在宅生活に戻る準備期間をもち、高齢福祉とも今後の生活の見通しを話し合い、退院後に向けた調整を行った。</p> <p style="text-align: right;">⇒介護者の高齢化への対応が必要(分離に備えたアプローチ・介護者の支援等)</p>
③介護者による介護等を行うことが適切でない判断される状況(虐待等)	10件	<p>基幹相談支援センターが対応しているケース 緊急でショートステイ先を探してはいたが、軽度の知的障がいであり、環境によっては精神症状が増悪する可能性があった。いずれは一人暮らしまたは自立型のグループホームの利用が本人の希望でもあったため、グループホームでのショートステイまたは体験利用など、安定した住居での利用先を探すことになった。</p> <p style="text-align: right;">⇒将来を見据えた緊急対応の実施</p>